

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税				揮 発 油 税			合 計	
	免 許 者		非 免 許 者	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計		
	酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者							
要 履 行 件 数	件	件	件	件	件	件	件	件	
前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 告 処 分	外 -	外 2	1 外 1	1	外 3	2	-	外 3	2
計	外 -	外 2	1 外 1	1	外 3	2	-	外 3	2
履 行 等 件 数									
通告不履行による告発	-	-	-	-	-	-	-	-	
通告後公訴権消滅	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 告 履 行	外 -	外 2	1 外 1	1	外 3	2	-	外 3	2
計	外 -	外 2	1 外 1	1	外 3	2	-	外 3	2
本年度未履行未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-	
通告履行罰科金相当額	外 -	外 92	外 44	外 136	千円 -	千円 -	千円 -	外 136	千円 410
	-	260	150	410					

調査対象等： 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明： 「不履行」とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。